

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第60号 公金事務の委託……………（産業振興課）…2
- 告示第61号 議決予算の公表……………（財政課）…2
- 告示第62号 指定納付受託者の指定……………（政策戦略課）…16
- 告示第63号 分任出納員に対する事務委任……………（会計室）…16
- 告示第64号 「地縁による団体」の告示事項の変更
 ………………（市民協働推進課）…17

公 告

- 公告第33号 都市公園の設置……………（公園緑地課）…17

告 示

宇治市告示第60号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
宇治商工会議所
宇治市宇治琵琶45番地の13
- 2 委託事務
宇治市産業会館における使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第61号

議決予算の公表について

令和8年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

令和8年度宇治市一般会計予算

令和8年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,550,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入		（単位 千円）	
款	項	金 額	
1. 市 税		26,431,635	
	1. 市 民 税	12,778,541	
	2. 固 定 資 産 税	10,446,449	
	3. 軽 自 動 車 税	378,232	
	4. 市 た ば こ 税	1,005,993	
	5. 鉱 産 税	1	
	6. 特 別 土 地 保 有 税	1	
	7. 都 市 計 画 税	1,822,418	
2. 地 方 譲 与 税		368,000	
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	69,000	
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	273,000	
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	26,000	

3. 利 子 割 交 付 金		73,000
	1. 利 子 割 交 付 金	73,000
4. 配 当 割 交 付 金		345,000
	1. 配 当 割 交 付 金	345,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		425,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	425,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		373,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	373,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		4,950,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	4,950,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		29,625
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,625
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000
10. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		86,157
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	86,157
11. 地 方 特 例 交 付 金		266,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	266,000
12. 地 方 交 付 税		10,770,000
	1. 地 方 交 付 税	10,770,000
13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		14,500
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,500
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		210,324
	1. 負 担 金	210,324
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		1,294,712
	1. 使 用 料	1,192,863
	2. 手 数 料	101,849
16. 国 庫 支 出 金		16,848,958
	1. 国 庫 負 担 金	14,625,724
	2. 国 庫 補 助 金	2,161,832

	3.委 託 金	61,402
17.府 支 出 金		7,534,788
	1.府 負 担 金	5,127,529
	2.府 補 助 金	2,052,862
	3.委 託 金	354,397
18.財 産 収 入		126,314
	1.財 産 運 用 収 入	120,134
	2.財 産 売 払 収 入	6,180
19.寄 附 金		202,600
	1.寄 附 金	202,600
20.繰 入 金		844,600
	1.基 金 繰 入 金	844,600
21.諸 収 入		2,675,187
	1.延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	56,265
	2.市 預 金 利 子	15,285
	3.貸 付 金 元 利 収 入	1,785,240
	4.受 託 事 業 収 入	42,460
	5.雑 入	775,937
22.市 債		5,666,600
	1.市 債	5,666,600
歳 入 合 計		79,550,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1.議 会 費		452,079
	1.議 会 費	452,079
2.総 務 費		8,720,695
	1.総 務 管 理 費	7,128,001
	2.徴 税 費	888,116
	3.戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	568,058

	4. 選挙費	58,647
	5. 統計調査費	31,574
	6. 監査委員費	46,299
3. 民生費		38,737,247
	1. 社会福祉費	18,781,568
	2. 児童福祉費	14,622,931
	3. 生活保護費	5,329,242
	4. 災害救助費	3,506
4. 衛生費		5,631,028
	1. 保健衛生費	2,534,289
	2. 清掃費	3,096,739
5. 労働費		19,500
	1. 労働諸費	19,500
6. 農林水産業費		469,170
	1. 農業費	352,827
	2. 林業費	115,043
	3. 水産業費	1,300
7. 商工費		2,331,726
	1. 商工費	2,331,726
8. 土木費		6,477,665
	1. 土木管理費	666,937
	2. 道路橋梁費	1,630,689
	3. 河川費	398,660
	4. 都市計画費	3,460,481
	5. 住宅費	320,898
9. 消防費		2,637,114
	1. 消防費	2,637,114
10. 教育費		8,836,405
	1. 教育総務費	2,778,878
	2. 小学校教育費	2,664,524

	3. 中 学 校 費	1,505,938
	4. 幼 稚 園 費	705,250
	5. 社 会 教 育 費	1,181,815
11. 災 害 復 旧 費		56,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	50,000
12. 公 債 費		4,774,758
	1. 公 債 費	4,774,758
13. 諸 支 出 金		336,613
	1. 土 地 開 発 基 金 費	8,613
	2. 開 発 公 社 費	328,000
14. 予 備 費		70,000
	1. 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		79,550,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
D X 推 進 支 援 業 務 委 託 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 1 年 度	45,000
文 化 会 館 指 定 管 理 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 1 年 度	421,000
J R 宇 治 駅 前 自 動 車 駐 車 場 ・ 近 鉄 大 久 保 駅 前 自 動 車 駐 車 場 指 定 管 理 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 3 年 度	30,000
巨 椋 ふ れ あ い 運 動 ひ ろ ば 指 定 管 理 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 3 年 度	2,100
清 掃 車 両 購 入 事 業	自 令 和 8 年 度 至 令 和 9 年 度	42,000
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 小 規 模 事 業 者 経 営 改 善 資 金 貸 付 制 度 に 対 す る 利 子 補 給 補 助 (令 和 8 年 度 融 資 分)	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 2 年 度	融 資 金 利 子 の 内 1. 4 % の 利 率 に 相 当 す る 額 。 た だ し 、 融 資 金 利 子 が 1. 4 % を 下 回 る 場 合 は そ の 融 資 金 利 子 に 相 当 す る 額 (融 資 実 行 日 か ら 36 ヶ 月 分)

宇治市中小企業低利融資制度に対する利子補給補助（令和8年度緊急融資分）	自 令和 8年度 至 令和11年度	融資金利子に相当する額（融資実行日から24ヵ月分）	
産業振興センター長寿命化事業（エレベーター）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	23,800	
道路維持作業車両購入事業	自 令和 8年度 至 令和 9年度	11,500	
宇治伊勢田線道路築造用地購入事業	自 令和 8年度 至 令和17年度	132,000	左の金額に対する利息額及び事務費をそれぞれ加算した額
黄檗公園・東山公園・西宇治公園指定管理事業	自 令和 8年度 至 令和13年度	382,000	
植物公園指定管理事業	自 令和 8年度 至 令和13年度	1,036,000	
黄檗公園再整備事業（プール改修）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	120,000	
北小倉地域公園整備事業（建物基本設計等）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	29,900	
宇治西小倉学園整備事業（グラウンド等整備）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	237,000	
北小倉地域公園整備事業（解体工事）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	210,000	
学校給食調理委託事業（菟道小学校、大開小学校、宇治小学校、岡屋小学校）	自 令和 8年度 至 令和11年度	293,000	
小学校空調設備整備事業（北槇島小学校、西大久保小学校、平盛小学校、宇治小学校、岡屋小学校）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	31,000	
東宇治中学校改築事業（体育館解体・武道場整備）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	28,400	
中学校空調設備整備事業（宇治中学校、北宇治中学校、広野中学校、東宇治中学校、木幡中学校、黄檗中学校）	自 令和 8年度 至 令和 9年度	589,100	
総合野外活動センター指定管理事業	自 令和 8年度 至 令和13年度	678,000	

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業債	141,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入 又は 証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
中宇治地域市民協働推進拠点整備事業債	187,200			
文化センター整備事業債	43,900			
自転車等駐車場整備事業債	38,200			
コミュニティセンター整備事業債	22,800			
社会福祉施設整備事業債	49,700			
保育所施設整備事業債	93,800			
水道事業会計出資債	337,800			
林道整備事業債	12,300			
商工施設整備事業債	58,900			
急傾斜地対策事業債	7,800			
道路整備事業債	727,900			
河川排水路整備事業債	133,800			
街路整備事業債	88,600			
公園整備事業債	349,000			
市営住宅建設事業債	78,200			
消防施設整備事業債	260,000			
給食施設整備事業債	625,200			
小学校施設整備事業債	837,600			
中学校施設整備事業債	791,800			
総合野外活動センター整備事業債	118,800			
生涯学習センター整備事業債	309,000			

林業施設災害復旧事業債	2,600				
河川等災害復旧事業債	50,000				
8年度借換債	300,700				
合 計	5,666,600				

令和8年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,525,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		3,370,229
	1. 国民健康保険料	3,370,229
2. 一部負担金		2
	1. 一部負担金	2
3. 使用料及び手数料		1,753
	1. 手数料	1,753
4. 国庫支出金		5,425
	1. 国庫補助金	5,425
5. 府支出金		12,579,239
	1. 府補助金	12,579,239
6. 財産収入		2,794
	1. 財産運用収入	2,794
7. 繰入金		1,544,994
	1. 一般会計繰入金	1,539,469
	2. 基金繰入金	5,525
8. 諸収入		20,564
	1. 延滞金及び過料	8,453

	2.市預金利息	1
	3.雑入	12,110
歳入合計		17,525,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		289,647
	1.総務管理費	260,686
	2.徴収費	27,853
	3.運営協議会費	906
	4.趣旨普及費	202
2.保険給付費		12,431,053
	1.療養諸費	10,630,753
	2.高額療養費	1,710,826
	3.移送費	1
	4.出産育児諸費	50,021
	5.葬祭諸費	12,500
	6.精神・結核医療付加金	26,952
3.国民健康保険事業費納付金		4,528,304
	1.医療給付費分	3,082,989
	2.後期高齢者支援金等分	982,008
	3.介護納付金分	367,779
	4.子ども・子育て支援納付金分	95,528
4.保健事業費		224,325
	1.特定健康診査等事業費	104,433
	2.保健事業費	119,892
5.基金積立金		2,794
	1.基金積立金	2,794
6.公債費		3,500
	1.公債費	3,500
7.諸支出金		28,377

	1.償還金及び還付加算金	28,377
8.予備費		17,000
	1.予備費	17,000
歳出合計		17,525,000

令和8年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算
令和8年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,419,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1.後期高齢者医療保険料		3,383,997
	1.後期高齢者医療保険料	3,383,997
2.使用料及び手数料		282
	1.手数料	282
3.繰入金		928,458
	1.一般会計繰入金	928,458
4.諸収入		106,263
	1.延滞金、加算金及び過料	290
	2.償還金及び還付加算金	7,501
	3.市預金利子	1
	4.雑入	98,471
歳入合計		4,419,000

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		81,237
	1.総務管理費	74,911
	2.徴収費	6,326
2.後期高齢者医療広域連合納付金		4,164,068
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	4,164,068

3.保 健 事 業 費		161,794
	1.健 康 保 持 増 進 事 業 費	161,794
4.諸 支 出 金		7,501
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
5.予 備 費		4,400
	1.予 備 費	4,400
歳 出 合 計		4,419,000

令和8年度宇治市介護保険事業特別会計予算

令和8年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,782,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1.保 険 料		3,506,866
	1.介 護 保 険 料	3,506,866
2.使 用 料 及 び 手 数 料		385
	1.手 数 料	385
3.国 庫 支 出 金		4,431,726
	1.国 庫 負 担 金	3,192,618
	2.国 庫 補 助 金	1,239,108
4.支 払 基 金 交 付 金		4,872,736
	1.支 払 基 金 交 付 金	4,872,736
5.府 支 出 金		2,628,969
	1.府 負 担 金	2,504,245
	2.府 補 助 金	124,724
6.財 産 収 入		4,971
	1.財 産 運 用 収 入	4,971
7.繰 入 金		3,336,339
	1.一 般 会 計 繰 入 金	2,916,423

	2.基金繰入金	419,916
8.諸収入		8
	1.延滞金、加算金及び過料	5
	2.市預金利子	2
	3.雑入	1
歳入合計		18,782,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		386,264
	1.総務管理費	221,172
	2.徴収費	9,442
	3.介護認定審査会費	153,143
	4.趣旨普及費	2,507
2.保険給付費		17,528,817
	1.介護サービス等諸費	17,098,912
	2.介護予防サービス等諸費	408,633
	3.その他諸費	21,272
3.地域支援事業費		836,942
	1.介護予防・生活支援サービス事業費	417,828
	2.一般介護予防事業費	98,840
	3.包括的支援事業・任意事業費	318,586
	4.その他諸費	1,688
4.基金積立金		9,977
	1.基金積立金	9,977
5.公債費		2,000
	1.公債費	2,000
6.予備費		18,000
	1.予備費	18,000
歳出合計		18,782,000

令和8年度宇治市墓地公園事業特別会計予算
 令和8年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,100千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		36,644
	1. 使用料	22,097
	2. 手数料	14,547
2. 繰入金		11,427
	1. 一般会計繰入金	11,427
3. 諸収入		29
	1. 市預金利子	1
	2. 雑収入	28
歳入合計		48,100

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 事業費		31,211
	1. 事業費	31,211
2. 公債費		16,489
	1. 公債費	16,489
3. 予備費		400
	1. 予備費	400
歳出合計		48,100

令和8年度宇治市水道事業会計予算
 (総則)
 第1条 令和8年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 (1) 給水人口 177,600人
 (2) 給水戸数 86,070戸
 (3) 年間総配水量 19,116,000㎡
 (内訳) (単位 ㎡)

自己水源(浄水場)				京都府営水道
宇治	西小倉	広野町	池尾	
4,693,000	1,009,000	412,000	2,000	13,000,000

(4) 一日平均配水量 52,400㎡
 (5) 一日最大配水量 57,700㎡
 (6) 一人一日平均配水量 295L
 (7) 一人一日最大配水量 325L
 (8) 主要な建設改良事業
 (ア) 施設改良事業 1,990,484千円

下水道受託工事ほか
 φ50mm~350mm L=515m
 老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか
 φ50mm~500mm L=3,103m
 配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事
 A=17,250㎡
 浄水配水施設改良工事
 浄水配水施設改良工事一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	4,549,023千円
第1項 営業収益	3,284,414千円
第2項 営業外収益	1,264,487千円
第3項 特別利益	122千円

支出

第1款 水道事業費用	4,540,547千円
第1項 営業費用	4,385,717千円
第2項 営業外費用	147,261千円
第3項 特別損失	6,569千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額874,546千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額154,202千円、過年度分損益勘定留保資金352,864千円及び当年度分損益勘定留保資金367,480千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,621,078千円
第1項 企業債	1,082,200千円
第2項 工事負担金	65,537千円
第3項 補助金	96,786千円
第4項 出資金	376,555千円

支出

第1款 資本的支出	2,495,624千円
第1項 建設改良費	2,014,634千円
第2項 企業債償還金	479,990千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
上下水道指定工事事業者登録委託業務	自 令和8年度 至 令和10年度	8,000
琵琶配水区(宇治地区)基幹管路詳細設計委託業務	自 令和8年度 至 令和9年度	51,000
西小倉浄水場の配水設備ほか改良事業	自 令和8年度 至 令和10年度	448,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
		証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額	証券借入又は証券発行	年5%以内 ただし、利率見直し方式で借	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合

上水道事業債	1,082,200	面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるための必要な金額をこれに加算した額。	発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	1,082,200				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 637,467千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業及び上水道事業債等利子償還に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、774,581千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、45,104千円と定める。

令和8年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,995 ha
(2) 年間総処理水量	19,300,000 ㎡
(3) 一日平均処理水量	52,877 ㎡
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 管渠(汚水)建設費	899,563千円
管渠整備事業	
管渠改築修繕事業	
(イ) 管渠等(雨水)建設費	1,856,200千円
雨水施設整備事業	
(ウ) 処理場建設費	1,156,958千円
東宇治浄化センター改築修繕事業	
(エ) 流域下水道建設費	130,041千円
洛南浄化センター建設事業費等負担金	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	5,998,204千円
第1項 営業収益	3,216,706千円
第2項 営業外収益	2,781,498千円

支出

第1款 下水道事業費用	5,917,606千円
第1項 営業費用	5,264,858千円
第2項 営業外費用	639,468千円
第3項 特別損失	11,280千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,744,245千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274,678千円、過年度分損益勘定留保資金304,122千円及び当年度分損益勘定留保資金1,165,445千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	4,716,179千円
第1項 企業債	3,200,500千円
第2項 国庫補助金	802,150千円
第3項 他会計出資金	484,994千円
第4項 他会計補助金	228,535千円

支出

第1款 資本的支出	6,460,424千円
第1項 建設改良費	4,042,762千円
第2項 企業債償還金	2,415,662千円
第3項 予備費	2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資あっ旋制度に対する利子補給補助(令和8年度分)	自 令和8年度 至 令和15年度	融資金利子に相当する額
雨水管理総合計画策定委託業務	自 令和8年度 至 令和9年度	77,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	3,200,500	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	3,200,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 349,818千円

(他会計からの補助金)

第10条 低所得者公共下水道使用料減額事業、下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,280,145千円である。

宇治市告示第62号

指定納付受託者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- (1) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (2) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町2番14号N. E. S. ビルN棟2階
- (3) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリームゾンハウス
- (4) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13階
- (5) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
- (6) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
- (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- (9) 株式会社JALUX
東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス12階
- (10) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

2 指定納付受託者が行う歳入の種類

宇治市ふるさと応援寄附金

3 指定日

令和8年4月1日

宇治市告示第63号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

なお、分任出納員に対する事務委任について(令和3年宇治市告示第74号)の は、令和8年3月31日限りで廃止しました。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

(分任出納員に対する委任)

委任事務	委任を受けた者		委任年月日
	所属	氏名	
所管に係る現金の収納及び保管	健康づくり推進課		令和8年4月1日

宇治市告示第64号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、横島三軒家町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

令和8年4月1日

公 告

宇治市公告第33号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年5月1日

宇治市長 松村 淳子

名称	位置	供用開始日
矢落第2児童遊園	宇治矢落49番10	令和8年5月1日
中村第4遊園	木幡中村33番5	